

学校感染症と出席停止について

『学校保健安全法施行規則』が一部改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。学校において予防すべき感染症であるインフルエンザにかかった場合は出席停止の扱いになります。飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症のため出席停止期間を発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過と定めています。登校を停止し、しっかり治して下さい。

医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。

また、医師より登校許可が出ましたら、下記内容を受診した医療機関に確認し報告書に記入、押印の上、学校に提出してください。その際、生徒名・疾患名がわかる調剤明細書・薬の説明書・検査結果用紙・診療明細書等の写しいずれか 1 点を添付して下さい。

学校感染症報告書

年 組 席 生徒名

保護者名

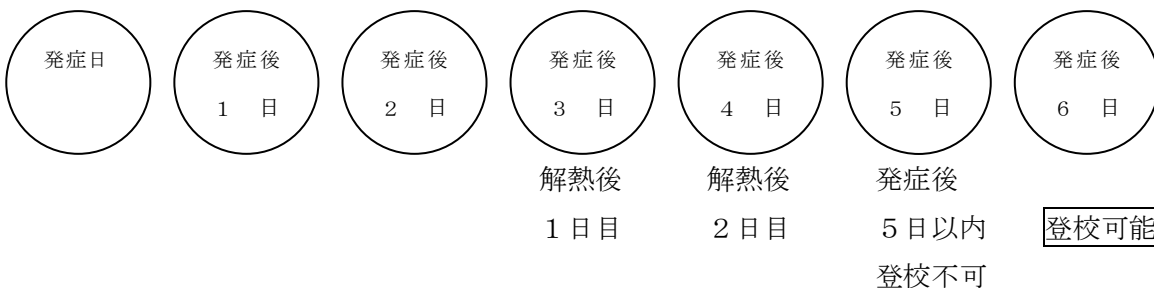
印

診断名 (インフルエンザ 型)
受診した日 (年 月 日)
医療機関名 ()
発症日 (年 月 日)
解熱した(熱が下がった)日 (年 月 日)

上記の通り、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過し治癒しましたので

月 日より登校させます。

*インフルエンザにおいては、最短でも、発症後 6 日目からの登校になります。



ただし病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。